



新可燃ごみ処理施設整備事業

# 環境影響評価書案のあらまし

浅川清流環境組合

平成28年3月 改訂版

※本誌は平成27年12月に開催した住民説明の終了後に内容を一部修正したものです。  
修正点：P9にて文言を追加。

## 対象事業の目的

日野市及び国分寺市については、市内のごみ焼却施設の老朽化が進んでおります。小金井市については、現在、多摩地域の他施設にごみの焼却処理を委託している状況です。

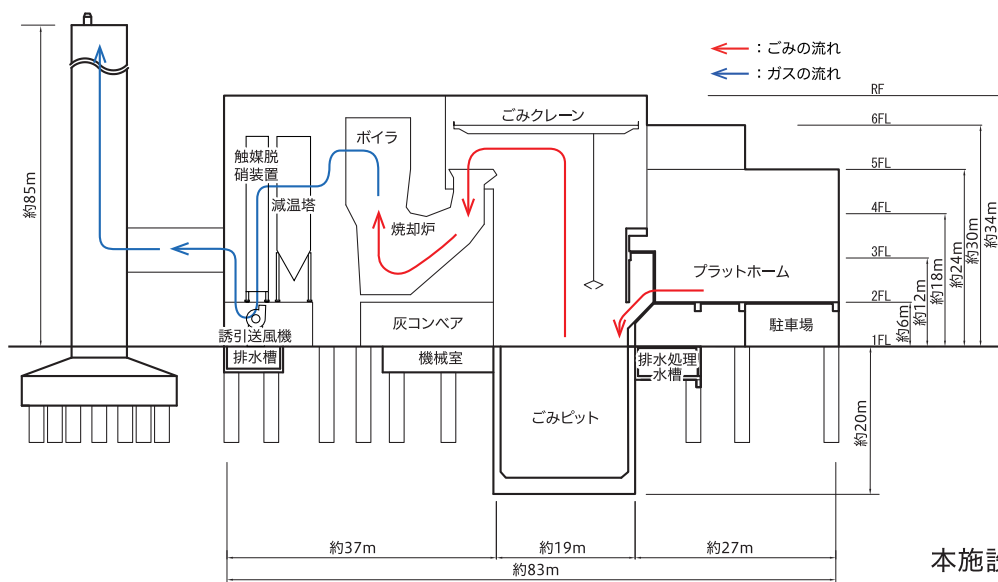
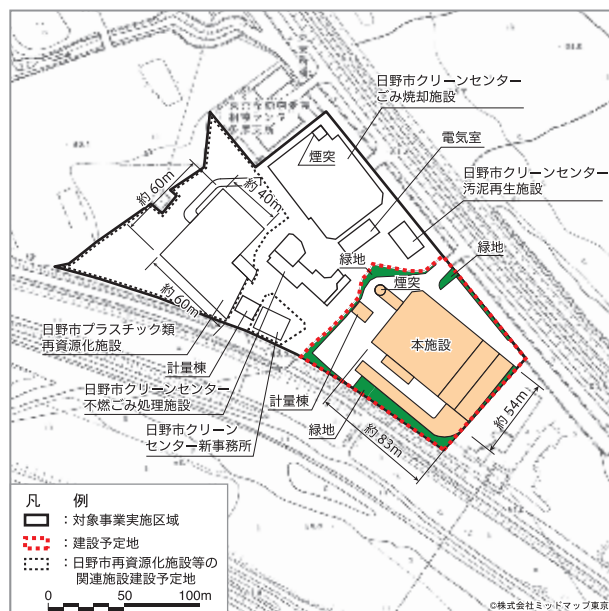
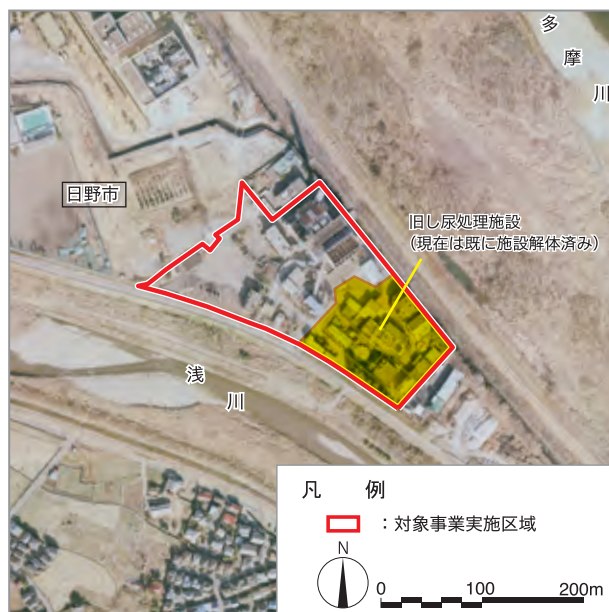
そのため、日野市、国分寺市及び小金井市（以下「3市」とします。）のごみを焼却処理する施設の整備が急がれています。

浅川清流環境組合（以下「本組合」とします。）は、3市のごみを処理する新可燃ごみ処理施設（以下「本施設」とします。）の整備を目的としています。

本施設の概要は、以下に示すとおりです。

| 項目     | 内容                         |
|--------|----------------------------|
| 所在地    | 東京都日野市石田一丁目210番地の2         |
| 敷地面積   | 約2.9ha*                    |
| 処理能力   | 約228トン/日（約114トン/日・炉×2基）    |
| 処理方式   | 全連続燃焼式（ストーカ炉）              |
| 主な建築物等 | 工場棟（高さ約34m）、<br>煙突（高さ約85m） |
| 工事着手年度 | 平成29年度（予定）                 |
| 供用開始年度 | 平成32年度（予定）                 |

※新可燃ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」とします。）は、日野市クリーンセンター敷地内の旧し尿処理施設跡地（約1.1ha）で事業を実施します。同敷地内では、本施設とほぼ同時期に、日野市の事業として、日野市プラスチック類再資源化施設等が整備される予定です。



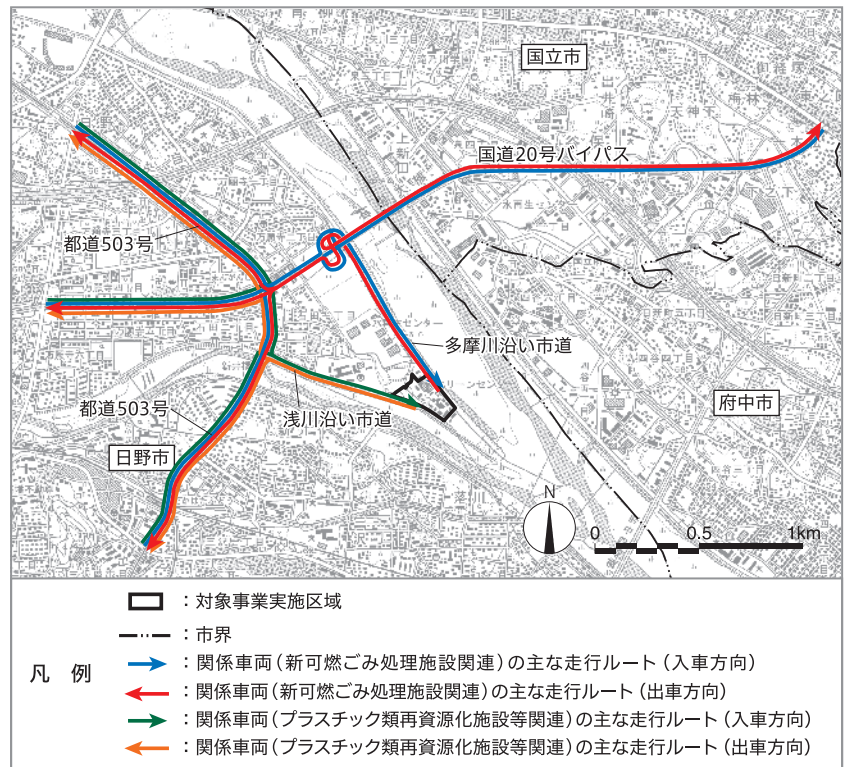
本施設の断面形状

## 施設の運転計画、廃棄物運搬車両の走行計画 等

本施設の年間稼働日数は、定期点検時の全炉停止日約7日間を除く、358日程度、施設の稼働時間は24時間を予定しています。

搬入時間は、土曜日、日曜日及び年末年始を除く月曜日～金曜日の8時30分から16時30分までの予定です。

本施設に出入りする車両（以下「関係車両」とします。）は、建設予定地北側より出入りし、多摩川沿いの市道を利用して、一般国道20号を東西に向かう計画です。また、日野市プラスチック類再資源化施設等は、既存施設と同様に浅川沿いの市道を利用する計画です。



注) この地図は、国土地理院発行の2万5千分1地形図「立川、武蔵府中」を使用したものである。

### 対象事業実施区域に出入りする車両（本施設、日野市プラスチック類再資源化施設等）

| 施設                | 車両の種類    |                        | 使用する車両                                 | 走行台数(片道)  |
|-------------------|----------|------------------------|--|-----------|
| 本施設               | 廃棄物運搬車両  | 可燃ごみ収集車両               | 2～4トンパッカー車<br>2トングプトラック<br>10トントラック    | 平均約200台/日 |
|                   |          | 焼却灰の搬出車両               | 10トングプトラック<br>(天蓋装置付き)<br>10トンジェットパッカー | 平均約4～6台/日 |
|                   |          | 資源物の搬出車両               | 10トントラック 等                             | 平均約1～2台/日 |
|                   | 通勤・連絡車両  |                        | 一般車両                                   | 平均約30台/日  |
| 日野市プラスチック類再資源化施設等 | 廃棄物運搬車両  | 可燃ごみ収集車両※<br>(個人の持込)   | 一般車両<br>2～4トンパッカー車<br>2トングプトラック 等      | 平均約90台/日  |
|                   |          | 不燃ごみの搬入車両<br>(個人の持込含む) |  |           |
|                   |          | 粗大ごみの搬入車両<br>(個人の持込含む) |  |           |
|                   |          | 資源物の搬入車両<br>(個人の持込含む)  |  |           |
|                   | 資源物の搬出車両 | 10トントラック 等             | 平均約5～10台/日                             |           |
| 通勤・連絡車両(既存の施設分含む) |          | 一般車両                   | 平均約150台/日                              |           |

※日野市プラスチック類再資源化施設に搬入された個人持込の可燃ごみは、場内で本施設に運搬する計画です。

## 環境保全計画

ごみ処理後の排出ガス濃度は、減温塔、ろ過式集じん器、触媒脱硝設備等を設置し、国の基準と同等以上に設定した自主規制値を遵守します。

施設から発生する騒音・振動、悪臭については、低騒音型ポンプ、エアカーテン等の最新型の設備を採用するなど、できる限り環境負荷の低減に努め、規制基準を遵守します。

排出ガス濃度の自主規制値

| 項目      | 自主規制値                                     |  | 国の基準                                     |
|---------|---|--|--|
|         | 本施設                                       | 既存施設                                     |  |
| ばいじん    | 0.005g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下     | 0.04g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下     | 0.04g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下     |
| 硫黄酸化物   | 10ppm以下                                   | 30ppm以下                                  | 1,590ppm以下                               |
| 窒素酸化物   | 20ppm以下                                   | 150ppm以下                                 | 250ppm以下                                 |
| 塩化水素    | 10ppm以下                                   | 150ppm以下                                 | 430ppm以下                                 |
| ダイオキシン類 | 0.01ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下 | 0.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下 | 0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下 |
| 水銀      | 0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下     | 設定なし                                     | 設定なし                                     |

騒音の規制基準

|                     | 規制基準           |                                |                   |
|---------------------|----------------|--------------------------------|-------------------|
|                     | 昼間 (8時から20時まで) | 朝 (6時から8時まで)<br>夕 (20時から23時まで) | 夜間 (23時から翌日の6時まで) |
| 敷地境界<br>(南東側30mを除く) | 60dB以下         | 55dB以下                         | 50dB以下            |
| 南東側30m              | 50dB以下         | 45dB以下                         | 45dB以下            |

振動の規制基準

|      | 規制基準           |                   |
|------|----------------|-------------------|
|      | 昼間 (8時から19時まで) | 夜間 (19時から翌日の8時まで) |
| 敷地境界 | 65dB以下         | 60dB以下            |

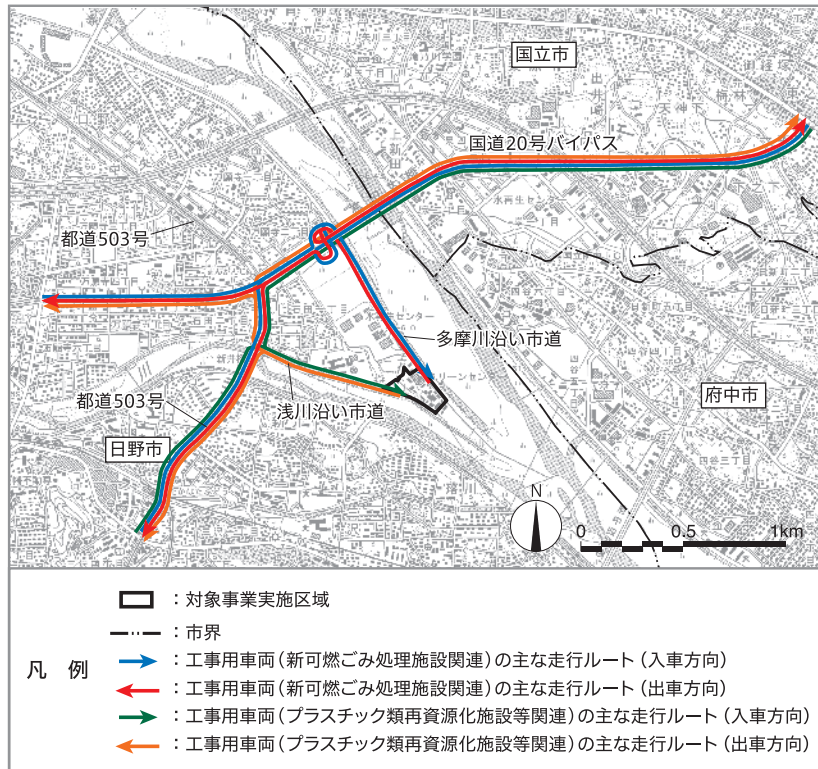
悪臭の規制基準

|      | 規制基準     |
|------|----------|
| 敷地境界 | 臭気指数12以下 |

## 工事計画

本施設は、平成29年度半ばより土木工事を開始し、平成30年度から建築工事、機械設備工事を行います。平成31年度半ばより施設の試運転を開始し、平成32年度からの稼働を予定しています。

| 主な工事等 |                   | 年度          | 平成29  | 平成30  | 平成31  | 平成32  |  |
|-------|-------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|--|
| 本組合   | 新可燃ごみ処理施設 (本施設)   | 土木工事 (基礎工事) | ■■■■■ |       |       |       |  |
|       |                   | 建築・プラント工事   |       | ■■■■■ |       |       |  |
|       |                   | 機械設備工事      |       |       | ■■■■■ |       |  |
|       |                   | 外構工事        |       |       |       | ■■■■■ |  |
|       |                   | 試運転         |       |       |       | ■■■■■ |  |
|       | 供用開始              |             |       |       |       | ■■■■■ |  |
| 日野市   | 日野市プラスチック類再資源化施設  | 建築・プラント工事   |       | ■■■■■ |       |       |  |
|       | 日野市クリーンセンター新事務所   | 建築工事        | ■■■■■ |       |       |       |  |
|       | 日野市クリーンセンター既存事務所等 | 解体撤去工事      | ■■■■■ |       |       |       |  |



工事用車両の走行計画

注) この地図は、国土地理院発行の2万5千分1地形図「立川、武蔵府中」を使用したものである。

## 環境影響評価項目の選定

環境影響評価の項目は、事業計画の内容と地域の状況を踏まえ、以下の14項目を選定しました。

| 環境影響評価の項目 |                     | 大 | 悪 | 騒 | 水 | 土 | 地 | 地 | 水  | 生 | 日 | 電 | 風 | 景 | 史 | 自然との | 廃 | 温 |
|-----------|---------------------|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|------|---|---|
|           |                     | 気 | 臭 | 音 | 質 | 壊 | 形 | 地 | 循環 | 物 | 電 | 波 | 環 | 境 | 跡 | 触れ合い | 棄 | 室 |
| 環境影響要因の区分 |                     | 汚 | 染 | 振 | 汚 | 汚 | 質 | 系 | 環  | 系 | 影 | 害 | 境 | 観 | 財 | 場    | 物 | ガ |
| 工事の施行中    | 土地の掘削               |   |   |   | ● | ● | ● |   | ●  | ● |   |   |   |   |   |      |   |   |
|           | 建設発生土・建設工事に伴う廃棄物の発生 |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |      | ● |   |
|           | 建設機械の稼働             | ● |   | ● |   |   |   |   |    | ● |   |   |   |   |   |      |   |   |
|           | 工事用車両の走行            | ● |   | ● |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |      | ● |   |
| 工事の完了後    | 施設の存在               |   |   |   |   |   |   |   |    |   | ● | ● |   | ● |   |      |   |   |
|           | 地下構造物の存在            |   |   |   |   |   |   | ● | ●  |   |   |   |   |   |   |      |   |   |
|           | 施設の稼働               | ● | ● | ● |   | ● |   |   |    | ● |   |   |   |   |   |      |   | ● |
|           | 施設の稼働に伴う廃棄物の発生      |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |      | ● |   |
|           | 関係車両の走行             | ● |   | ● |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |      | ● |   |

● : 本事業の影響として選定した環境影響評価項目

● : 本事業の影響とともに日野市プラスチック類再資源化施設等の工事及び稼働の影響も踏まえ、選定した環境影響評価項目

## 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価の概要

### 大気汚染

|        | 環境に及ぼす影響の程度  | 環境保全のための措置   |
|--------|--|--|
| 工事の施行中 | <p><b>〔建設機械の稼働〕</b><br/>敷地境界南側付近の最大着地濃度出現地点における浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値及び二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、環境基準値を下回ります。</p> <p><b>〔工事用車両の走行〕</b><br/>浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値及び二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、環境基準値を下回ります。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●解体工事及び建築・プラント工事の実施に当たっては、対象事業実施区域周囲に高さ3mの仮囲いを設置します。</li> <li>●排出ガス対策型の建設機械を使用します。</li> <li>●工事用車両は、指定した走行ルート、規制速度を遵守します。</li> <li>●工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配置し、清掃に努めます。</li> <li>●工事用車両が周辺の一般道路で待機（路上駐車）することがないように、対象事業実施区域内に速やかに入場させます。等</li> </ul> |
| 工事の完了後 | <p><b>〔施設の稼働〕</b><br/>対象事業実施区域北北西側約500m付近の最大着地濃度出現地点における将来濃度は、いずれも環境基準値又はその他の評価の指標を下回ります。</p> <p>また、排出ガスの短期濃度（1時間値）の予測では、いずれの予測値も環境基準値又はその他の評価の指標を下回ります。</p> <p><b>〔関係車両の走行〕</b><br/>浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値及び二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、環境基準値を下回ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●減温塔、ろ過式集じん器、触媒脱硝設備等を設置し、その適切な稼働により、事業計画に示した排出ガス濃度自主規制値を遵守します。</li> <li>●関係車両は、指定した走行ルート、規制速度を遵守します。</li> <li>●関係車両が周辺の一般道路で待機（路上駐車）することがないように、本施設内に速やかに入場させます。</li> <li>●関係車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出ガス規制適合車を使用します。等</li> </ul>                     |

### 大気汚染物質濃度の予測結果

| 環境影響要因 |                   | 予測項目    | 単位                    | 寄与濃度が最大となる地点          | 予測結果          | 評価指標        |
|--------|-------------------|---------|-----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 工事中    | 建設機械の稼働           | 浮遊粒子状物質 | mg/m <sup>3</sup>     | 敷地境界南側付近              | 0.046         | 0.10        |
|        |                   | 二酸化窒素   | ppm                   |                       | 0.040         | 0.04 ~ 0.06 |
|        | 工事用車両の走行          | 浮遊粒子状物質 | mg/m <sup>3</sup>     | 道路端                   | 0.041 ~ 0.045 | 0.10        |
|        |                   | 二酸化窒素   | ppm                   |                       | 0.031 ~ 0.040 | 0.04 ~ 0.06 |
| 供用時    | 施設の稼働<br>(長期平均濃度) | 二酸化硫黄   | ppm                   | 対象事業実施区域の<br>北北西約500m | 0.002         | 0.04        |
|        |                   | 浮遊粒子状物質 | mg/m <sup>3</sup>     |                       | 0.043         | 0.10        |
|        |                   | 二酸化窒素   | ppm                   |                       | 0.032         | 0.04 ~ 0.06 |
|        |                   | ダイオキシン類 | pg-TEQ/m <sup>3</sup> |                       | 0.018         | 0.6         |
|        |                   | 塩化水素    | ppm                   |                       | 0.001         | 0.02        |
|        |                   | 水銀      | μg/m <sup>3</sup>     |                       | 0.0025        | 0.04        |
|        |                   | 二酸化硫黄   | ppm                   |                       | 0.006         | 0.1         |
|        | 施設の稼働<br>(短期高濃度)* | 浮遊粒子状物質 | mg/m <sup>3</sup>     | 煙突より風下側<br>約600m地点    | 0.031         | 0.20        |
|        |                   | 二酸化窒素   | ppm                   |                       | 0.050         | 0.1         |
|        |                   | ダイオキシン類 | pg-TEQ/m <sup>3</sup> |                       | 0.032         | 0.6         |
|        |                   | 塩化水素    | ppm                   |                       | 0.010         | 0.02        |
|        |                   | 水銀      | μg/m <sup>3</sup>     |                       | 0.0234        | 0.04        |
|        |                   | 二酸化硫黄   | ppm                   |                       | 0.006         | 0.1         |
|        | 関係車両の走行           | 浮遊粒子状物質 | mg/m <sup>3</sup>     | 道路端                   | 0.041 ~ 0.045 | 0.10        |
| 二酸化窒素  |                   | ppm     | 0.030 ~ 0.038         |                       | 0.04 ~ 0.06   |             |

\*寄与濃度が最大となる接地逆転層崩壊時（フミゲーション）の予測結果を掲載しています。

悪 臭

工事の完了後

環境に及ぼす影響の程度

〔工場棟のプラットホーム付近等からの漏洩〕

本施設のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭は、対象事業実施区域敷地境界で臭気指数10未満となり、規制基準値（臭気指数12）を下回ります。

〔焼却炉稼働中の煙突からの拡散〕

焼却炉稼働中の煙突から拡散する悪臭は、最大着地濃度地点（風下側約50m）で臭気指数10未満となり、規制基準値（臭気指数10）を下回ります。

〔日野市プラスチック類再資源化施設のプラットホーム付近等からの漏洩（参考）〕

日野市プラスチック類再資源化施設のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭は、対象事業実施区域敷地境界で臭気指数12以下となり、規制基準値（臭気指数12）以下となります。

環境保全のための措置

- 本施設では、風の吹き抜けを防止するため、入口側シャッターと出口側シャッターが同時開放されない設備構成とします。
- シャッターと連動するエアカーテンを設置します。
- ごみピット内を負圧に保ち、焼却炉稼働時は燃焼用空気として炉室へ吹き込みます。
- 焼却炉全炉停止時は脱臭装置で脱臭します。
- ごみ収集車両は、汚水が漏れないよう密閉構造とします。
- ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水を、施設退出時に洗車装置で洗浄します。
- プラスチック類再資源化施設のプラットホームは建屋内に設置します。

騒音・振動

工事の施行中

環境に及ぼす影響の程度

〔建設機械の稼働〕

建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル及び建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、敷地境界上の最大となるいずれの地点も勧告基準値を下回ります。

〔工事用車両の走行〕

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）は、「多摩川右岸側市道」及び「国道20号バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値を下回ります。「多摩川右岸側市道」及び「国道20号バイパス万願寺駅東」の騒音レベルについては、既に現況で環境基準値（60dB又は70dB）を上回っており、本施設の工事用車両による増分は0.1dB未満～0.4dBであることから、現況とほぼ同程度となります。

工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル（ $L_{10}$ ）は、全ての地点で規制基準値を下回ります。

環境保全のための措置

- 低騒音型の建設機械を使用します。
- 建設機械は常に点検・整備を行い良好な状態で使用し、建設作業騒音及び振動の低減に努めます。
- 作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう事前に工事工程を十分検討します。
- 出入口には、交通誘導員を配置するなどして安全性を確保します。
- 工事用車両の待機中のアイドリングストップ遵守、不必要な空ぶかしの禁止を施工者に指導し、運転者へ周知徹底します。
- 工事用車両が周辺の一般道路で待機（路上駐車）することがないように、対象事業実施区域内に速やかに入場させます。
- 現状において、既に騒音の環境基準値を超過すると推定される「多摩川右岸側市道」付近については、工事用車両の走行台数の低減及び工事用車両の低速運転に努めます。

環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価の概要

騒音・振動

環境に及ぼす影響の程度

(施設の稼働)

施設の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点ですべての時間帯において規制基準値を下回ります。また、対象事業実施区域の南東側30mの範囲(第一特別地域)における敷地境界上で騒音レベルが最大となる地点の騒音レベルについても、すべての時間帯において規制基準値を下回ります。

施設稼働に伴う振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で、すべての時間帯において規制基準を下回ります。

(関係車両の走行)

関係車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)は、「国道20号バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値を下回ります。「国道20号バイパス万願寺駅東」の騒音レベルは、既に現況で環境基準値(70dB)を上回っており、本施設の関係車両による増分は0.2dBであることから、現況とほぼ同程度となります。

関係車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>10</sub>)は、全ての地点で規制基準値以下となります。

環境保全のための措置

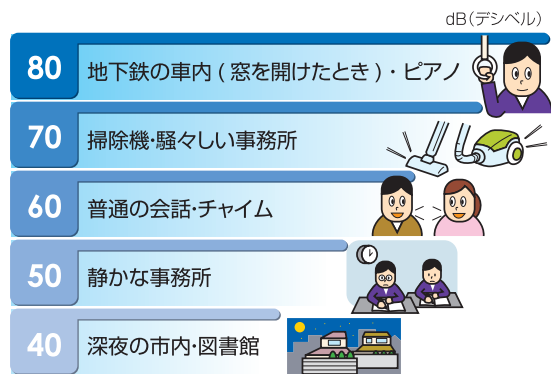
- 設備機器は、一部を除き、建屋内に設置し、必要に応じて、消音器の設置、防音設備の設置等を行います。
- 屋外(屋上)に設置する機器については、防音ケーシングを行います。
- 関係車両の待機中のアイドリングストップ遵守、不必要な空ぶかしの禁止を指導し、運転者へ周知徹底します。
- 関係車両が周辺の一般道路で待機(路上駐車)することがないように、本施設敷地内に速やかに入場させます。

工事の完了後

騒音の予測結果

| 環境影響要因 |                                      | 予測結果 (dB) |                        | 評価指標 (dB)       |
|--------|--------------------------------------|-----------|------------------------|-----------------|
| 工事中    | 建設機械の稼働 <sup>※1</sup>                | 78        |                        | 勧告基準 80         |
|        | 工事用車両の走行 <sup>※2</sup>               | 昼間        | 61 ~ 71<br>(現況60 ~ 71) | 環境基準<br>60 ~ 70 |
| 供用時    | 施設の稼働 <sup>※1</sup><br>(南東側30mの範囲以外) | 朝         | 50                     | 規制基準 55         |
|        |                                      | 昼間        | 58                     | 規制基準 60         |
|        |                                      | 夕         | 50                     | 規制基準 55         |
|        |                                      | 夜間        | 50                     | 規制基準 50         |
|        | (南東側30mの範囲)                          | 朝         | 45                     | 規制基準 45         |
|        |                                      | 昼間        | 48                     | 規制基準 50         |
|        |                                      | 夕         | 45                     | 規制基準 45         |
|        |                                      | 夜間        | 45                     | 規制基準 45         |
|        | 関係車両の走行 <sup>※2</sup>                | 昼間        | 59 ~ 71<br>(現況60 ~ 71) | 環境基準<br>65 ~ 70 |

※1：敷地境界上で振動レベルが最大となる地点での値を示します。  
 ※2：道路端での値を示します。  
 ※3：表中、着色箇所で評価指標を超過した項目を示します。



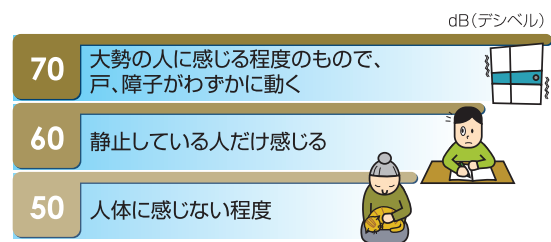
資料:東京都環境局

騒音のめやす

振動の予測結果

| 環境影響要因 |                        | 予測結果 (dB) |           | 評価指標 (dB)       |
|--------|------------------------|-----------|-----------|-----------------|
| 工事中    | 建設機械の稼働 <sup>※1</sup>  | 60        |           | 勧告基準 70         |
|        | 工事用車両の走行 <sup>※2</sup> | 昼間        | 34 ~ 48   | 規制基準<br>55 ~ 65 |
|        | 夜間                     | 30未満 ~ 41 |           |                 |
| 供用時    | 施設の稼働 <sup>※1</sup>    | 昼間        | 48        | 規制基準 65         |
|        |                        | 夜間        | 48        | 規制基準 60         |
|        | 関係車両の走行 <sup>※2</sup>  | 昼間        | 36 ~ 42   | 規制基準<br>55 ~ 65 |
|        |                        | 夜間        | 30未満 ~ 41 |                 |

※1：敷地境界上で振動レベルが最大となる地点での値を示します。  
 ※2：道路端での値を示します。



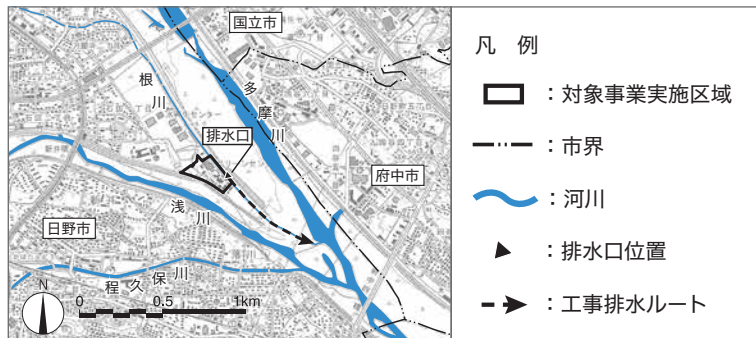
資料:東京都環境局

振動のめやす



水質汚濁

|        | 環境に及ぼす影響の程度   | 環境保全のための措置   |
|--------|---|--|
| 工事の施行中 | <p><b>(土地の掘削 (浮遊物質 (非降雨時)))</b><br/>                     工事排水の放流先河川の浮遊物質量は、「根川排水先」で4.8～8.4mg/L、「多摩川下流側」で1.3～6.8mg/Lとなり、環境基準値(25mg/L)(根川は環境基準が設定されていないことから、多摩川下流側の環境基準を準用しています。)を下回ります。</p> <p><b>(土地の掘削 (浮遊物質 (降雨時)))</b><br/>                     工事排水の放流先河川の浮遊物質量は、「根川排水先」で16mg/Lとなり、環境基準値(25mg/L)(根川は環境基準が設定されていないことから、多摩川下流側の環境基準を準用しています。)を下回ります。「多摩川下流側」の浮遊物質量は33mg/Lであり、工事排水流入前の浮遊物質(33mg/L)と同程度となります。</p> | <p>※<br/>                     ●<b>ディープウェル</b>で周辺の地下水を井戸から揚水し、根川に放流することによって、掘削範囲からの濁水発生を抑制します。</p> <p>●対象事業実施区域内に沈砂池等を設置し、工事排水の沈殿処理を実施することにより、東京都の「建設工事等に伴い発生する汚水の基準」(浮遊物質(SS)120mg/L)以下にして排水します。</p> <p>●ごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用い、地下水の湧出を抑えます。</p> <p>●対象事業実施区域では、工事の施行に関係しない範囲には鉄板敷き、シート掛け等を行うことにより、降雨による濁水の発生する範囲を抑制します。</p> |



※**平成28年3月14日 文言を追加**

注) この地図は、国土地理院発行の2万5千分1地形図「立川、武蔵府中」を使用したものである。

土壌汚染

|        | 環境に及ぼす影響の程度  | 環境保全のための措置   |
|--------|--|--|
| 工事の施行中 | <p><b>(土地の掘削)</b><br/>                     土地利用履歴等調査及び土壌汚染の状況の調査の結果、10m×10mの1単位区画において、地下8m付近及び表層付近で、鉛及びその化合物の基準値超過が確認されました。当該区画は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていますが、表層付近については既に掘削除去が終了しています。当該区画の汚染土壌は、引き続き、関連法令に基づく適切な管理を行います。また、当該区画を含む範囲で土地の形質変更を行う際は、関連法令に基づく届出及び措置を実施します。</p> <p>プラスチック類再資源化施設等の関連施設建設予定地については、今後、関連法令に基づき、土地利用の履歴等調査及び土壌汚染の状況の調査を実施します。</p> | <p>●建設予定地内で汚染土壌が確認された区画の地下8m付近を含む範囲では、地下水質の監視を行い、今後、土地の形質変更を行う際は、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」等の関連法令に基づく届出及び措置を講じます。</p> <p>●プラスチック類再資源化施設の関連施設建設予定地では、既存建築物の解体撤去工事の前に、関連法令に基づき、必要に応じて適正な調査を実施します。</p> <p>●基準値を超過する汚染された土壌が確認された場合、法令に基づく適正な措置を行います。</p> |
| 工事の完了後 | <p><b>(施設の稼働)</b><br/>                     本施設の稼働に伴う大気中におけるダイオキシン類が各予測地点の土壌へ沈着する寄与濃度は、30年間で1.325～1.656pg-TEQ/gとなり、土壌の将来濃度は現況濃度6.4～33pg-TEQ/gに寄与濃度を付加した7.9～34pg-TEQ/gになると予測します。このことから各予測地点における土壌の将来濃度は、環境基準に定める調査指標値「250pg-TEQ/g」を下回ります。</p>  | <p>●減温塔、ろ過式集じん器、触媒脱硝設備等を設置し、その適切な稼働により、事業計画に示した排出ガス濃度自主規制値を遵守します。</p> <p>●稼働時には毎年モニタリング調査を行い、煙突から排出される大気汚染物質の影響の把握に努めます。</p>   |

※pg-TEQとは：「pg」は10<sup>-12</sup>g(1兆分の1グラム)のことです。「TEQ」はダイオキシン類の濃度を、ダイオキシン類全体の毒性の強さで表した単位です。

環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価の概要

地盤

|        | 環境に及ぼす影響の程度  | 環境保全のための措置  |
|--------|--|---|
| 工事の施行中 | <p><b>(土地の掘削)</b><br/>止水性の高いソイルセメント連続壁を用いることで、掘削の際の土留壁の安定性が確保されるため、周辺地盤の変形は生じないと考えられます。掘削工事の施行に伴い、井戸から地下水を排水し地下水位を低下させる工法を採用しますが、圧密沈下が生じる地層が分布していないため、地盤沈下は生じないと予測されます。<br/>また、工事の施行中において、地下水位及び地盤の変形については、継続的な観測を行うため、周辺の建築物等への影響が及ぶことはないと考えます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地階部分の浅い掘削 (G.L.-7m程度) を行う箇所は、労働安全衛生規則に基づく掘削法面の勾配を厳守して60度未満とし、掘削法面の安定性を確保します。</li> <li>●煙突基礎部、排水槽及びごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用い、土留壁の安定性を確保します。</li> <li>●地盤の変形については、継続的な検査を行います。等</li> </ul> |
| 工事の完了後 | <p><b>(施設の存在)</b><br/>地下水流動阻害の発生程度が小さく、著しく地下水位の変動は生じないこと、地盤沈下を生じさせる粘性土層が分布しないことから、地盤沈下及び地盤の変形は生じないと予測されます。<br/>したがって、地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等への影響が及ぶことはないと考えます。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水位については、工事着工前から工事完了後の一定の期間、対象事業実施区域内に設置している観測孔6孔において、継続的な測定を行います。</li> </ul>  |

水循環

|        | 環境に及ぼす影響の程度  | 環境保全のための措置  |
|--------|--|---|
| 工事の施行中 | <p><b>(土地の掘削)</b><br/>ごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用い、地下水の湧出を抑えます。また、地下水を揚水し、掘削箇所の地下水位を低下させるものの、地下水は西の台地から常に供給されるため、掘削箇所周辺の地下水の変化はほとんど生じないと予測されます。一方、掘削箇所です湧出する地下水等を根川に放流しますが、放流量は根川の流量に対してわずかであるため、流況の変化はほとんどないと予測されます。<br/>したがって、工事に伴い、地下水等の状況に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●煙突基礎部及びごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用いることで、掘削時の土留壁の安定性を確保するとともに、地下水の湧出を抑えます。</li> <li>●地下水位については、工事着工前から工事完了後の一定の期間、対象事業実施区域内に設置している地下水の観測井戸において、継続的な測定を行います。</li> <li>●掘削箇所です湧出する地下水等については、沈殿処理した後、根川に放流します。</li> </ul> |
| 工事の完了後 | <p><b>(施設の存在)</b><br/>工事の完了後においては、ごみピット部等は、ソイルセメント連続壁によって地下水が遮断されることとなりますが、帯水層 (水を含む地層) の透水性が良好で、河川からの供給もあるため地下水位は変化しないと予測できます。一方、不透水層 (水を通しにくい地層) の下の帯水層も透水性が良好で地下水の流れを阻害するおそれがある地下構造物はわずかであるため、ほとんど地下水の流れを分断せず、地下水は地下構造物を回り込むと予測されます。また、支持杭を打設しますが、地下水の流れを阻害するには至らないと予測されます。<br/>したがって、本施設の整備に伴い、地下水等の状況に著しい影響が及ぶことはないと考えます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水位については、工事着工前から工事完了後の一定の期間、対象事業実施区域内に設置している地下水の観測井戸において継続的に測定を行います。</li> </ul>  |

生物・生態系

工事の施行中及び工事の完了後

環境に及ぼす影響の程度

〔建設機械の稼働、掘削時の工事排水及び施設の稼働〕

本事業により想定される影響としては、工事の施行中の建設機械の稼働に伴い発生する騒音と、掘削時の工事排水に伴う下流河川の水質の変化、並びに工事の完了後における施設の稼働に伴う夜間照明が挙げられます。

騒音に関しては、騒音影響の抑制・低減に努め、動物全般の生息環境の保全を図ります。また、水質に関しては、工事に伴う濁水発生の低減に努め、水域を主な生息・生育域とする種の保全を図ります。夜間照明に関しては、照明による影響の低減に努め、夜行性の種を主体とした動物の生息環境の保全を図ります。

以上のことから、調査地域の生息・生育環境にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。

環境保全のための措置

- 低騒音型の機械を用いるとともに、原則として作業時間は早朝及び夜間を避けた時間帯とすること等により、騒音の低減に努めます。
- 掘削工事に伴い発生する工事排水は、対象事業実施区域内に設置する沈砂池等によって、沈殿処理を実施し、東京都の「建設工事等に伴い発生する汚水の基準」（浮遊物質（SS）120mg/L）以下にして排水することにより、水域の生息環境の保全を図ります。
- 施設の稼働時に建物外部で使用される照明機器は、昆虫類の誘引効果の低いLEDランプ等を採用します。また、必要時以外の照明の使用は極力控えるとともに、夜間には窓はカーテン等で締め切り、屋内照明の漏洩を抑えることにより、夜行性の種を主体とした動物の生息環境の保全を図ります。



現地調査で確認された主な動物

日影

工事の完了後

環境に及ぼす影響の程度

〔施設の存在〕

既存の施設、本施設及びプラスチック再資源化施設等の複合日影は、北西側に隣接する地域では、4時間日影線は敷地境界から5m未満、2.5時間日影線は敷地境界から10m未満であり、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を下回ります。北東側の根川に隣接する地域についても、日影規制の緩和措置により、同条例に定める基準を下回ります。

また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等においては、北西側に隣接する東京都動物愛護相談センター多摩支所に4時間未満の日影が生じますが、現状においても既存可燃ごみ処理施設によって日影が生じており、本施設による日照環境の著しい変化はないと考えます。

環境保全のための措置

- 本施設は、対象事業実施区域の南東側付近に配置し、対象事業実施区域北西側からの後退距離を確保します。
- 工場棟のうち、炉室部と煙突を対象事業実施区域中央付近に配置し、対象事業実施区域敷地境界からの後退距離を確保します。

環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価の概要

電波障害

環境に及ぼす影響の程度

(施設の存在)

東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害範囲は、対象事業実施区域内に収まると予測され、周辺の住宅等への遮へい障害は生じないものとされます。

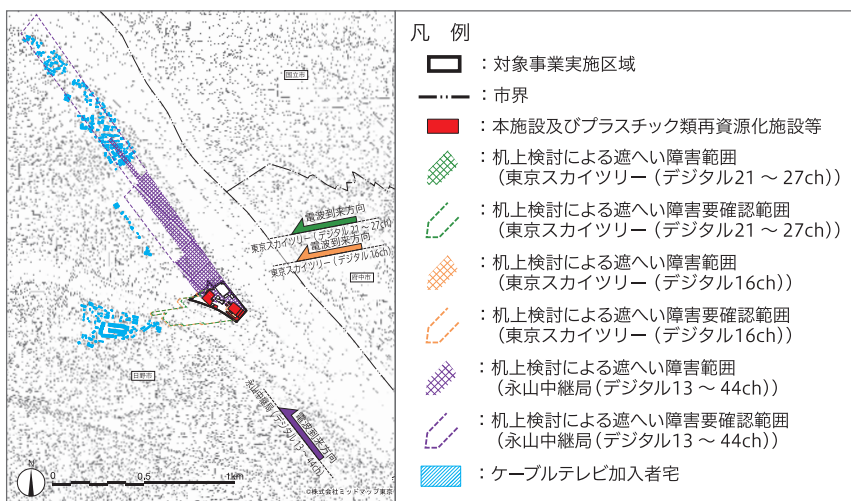
永山中継局からの地上デジタル放送については、対象事業実施区域の北西側で、遮へい障害が生じると予測されますが、その範囲の住宅は、概ねケーブルテレビに加入済です。

本事業に起因する電波障害の発生が明らかになった場合には、ケーブルテレビや共同受信施設の設置等の適切な措置を講じることにより、テレビ電波の受信障害の状態は解消できると考えます。

環境保全のための措置

- 高所に設置されるクレーンは、未使用時にはブームを電波到来方向に向けるなどして、周辺のテレビ電波の受信状況に影響を与えないように配慮します。
- 本組合に電波障害に関する相談窓口を設け、周辺住民からの苦情等が発生した場合には、適切な対応を行います。
- 工事の完了後に電波障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブルテレビ等による受信対策等の適切な措置を講じます。
- 既設の共同受信施設に対して、工事の完了後に電波障害が生じた場合、また、電波障害の発生が予測される地域以外において電波障害が生じた場合についても、上記と同様の措置を講じます。等

工事の完了後



電波障害範囲予測結果

自然との触れ合い活動の場

環境に及ぼす影響の程度

(工事用車両及び関係車両の走行)

本施設の工事に伴う自然との触れ合い活動の場の改変は生じないことから、自然との触れ合い活動の持つ機能の変化の程度は小さいと考えます。

また、工事用車両及び関係車両の走行ルートである多摩川沿いの市道に自転車歩行者専用道路が、浅川沿いの市道に歩道が設置されています。さらに工事の施行中については、工事用車両及び関係車両の運転者への交通マナーについて、安全確保のルールや周辺道路や通学時間帯などの講習・指導、工事用車両の整備を徹底し、故障や不具合による事故発生の未然防止に努めることにより、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度は小さいと考えます。

環境保全のための措置

- 工事用車両については、運転者への交通マナー、安全確保のルールや周辺道路や通学時間帯などの講習・指導を行います。
- 交通整理員を配置します。
- 工事用車両の整備を徹底することにより、故障や不具合による事故発生の未然防止に努めます。
- 周辺住民に対して工事計画を周知します。
- 関係車両については、運転者への交通マナー、安全確保のルールや周辺道路や通学時間帯などの講習・指導を行います。
- 関係車両の整備を徹底することにより、故障や不具合による事故発生の未然防止に努めます。

工事の施行中及び工事の完了後

景 観

環境に及ぼす影響の程度

(施設の存在)

(主要な景観の構成要素及び地域景観の特性)

本施設及びプラスチック類再資源化施設等は、既に既存可燃ごみ処理施設などが存在する敷地内に整備するものであり、主要な景観の構成要素の改変の程度は小さいと考えられます。しかしながら、新たに高さ約85mの煙突が出現することによって、地域景観の特性が変化する可能性があります。本施設では、環境保全のための措置に示すとおり、周辺の景観と調和するよう配慮するとともに、敷地内に緑地を確保します。

(代表的な眺望地点からの眺望)

本施設及びプラスチック類再資源化施設等の存在により、一部スカイラインや眺望が変化すると予測されます。本施設では、環境保全のための措置に示すとおり、スカイラインの変化や近傍からの眺望の変化を小さくするよう努めます。

さらに事業の実施の際は、東京都と東京都景観条例に基づく事前協議を行い、公共事業の景観づくり指針に適合した計画とします。

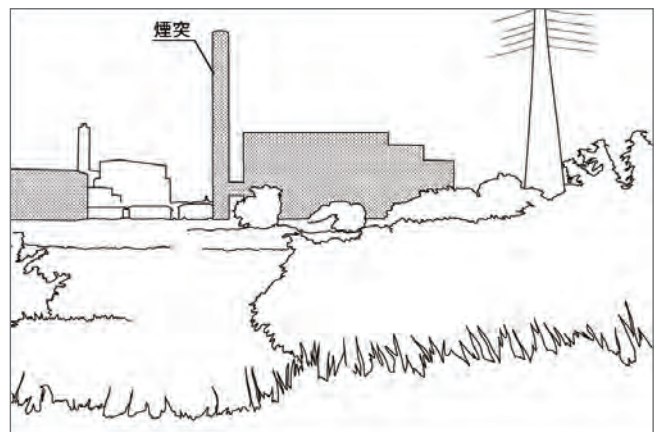
(圧迫感)

本施設及びプラスチック類再資源化施設等の存在に伴い、現状より圧迫感が増加すると予測されます。対象事業実施区域の周縁部では樹木を植栽するとともに、煙突を対象事業実施区域の中央付近に配置するなど、周辺へ圧迫感を与えないよう配慮します。

環境保全のための措置

- 本施設の煙突及び工場棟の外壁には、周辺環境と調和した意匠・色彩とするなど、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 本施設の工場棟南東側など、建物高さを低く出来る箇所は、出来る限り低くし、スカイラインの変化や近傍からの眺望の変化を小さくするよう努めます。
- 本施設の煙突は、対象事業実施区域の中央付近に配置し、周辺へ圧迫感を与えないよう配慮します。
- 対象事業実施区域内では、緑地は、「東京都自然保護条例」及び「日野市まちづくり指導基準」を満たす面積を確保するものとします。
- 敷地内及び周辺の緑地、植栽等の現況を把握し、可能な限り樹木の植栽に努め、郷土種を主体とした植栽を行うなど、当該地域にふさわしい緑地とします。
- 本施設の煙突は、対象事業実施区域の中央付近に配置し、周辺へ圧迫感を与えないよう配慮する。

工 事 の 完 了 後



浅川の対岸から望む将来予想フォトモンタージュ

環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価の概要

廃棄物

|                            | 環境に及ぼす影響の程度  | 環境保全のための措置  |
|----------------------------|--|---|
| 工<br>事<br>の<br>施<br>行<br>中 | <p><b>〔既存施設の解体撤去及び建設工事に伴う建設廃棄物〕</b><br/>                     既存施設の解体撤去及び建設工事に伴い、建設廃棄物が発生すると予測されますが、アスファルト・コンクリート塊及びその他分別廃棄物及び建設廃棄物（総量）の再資源化率は目標値を達成すると予測されます。<br/>                     建設混合廃棄物については、環境保全のための措置に示すとおり、建設廃棄物の分別回収の徹底や発生抑制、再資源化率の向上に努めます。また、再利用できないものについては、適正に処分します。</p> <p><b>〔建設工事に伴う建設発生土〕</b><br/>                     建設発生土は、環境保全のための措置に示すとおり、可能な限り場内で使用するものとし、場外への排出抑制に努めます。場外へ搬出するものについては、可能な限り建設発生土再利用施設等へ搬出し、有効利用に努めます。受入先が定める受入基準に適合しない建設発生土については、法令に基づき、適正に処理・処分します。<br/>                     建設汚泥は、場内での発生抑制に努めることとし、発生した建設汚泥については、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「東京都建設リサイクル推進計画」（平成20年4月 東京都）の主旨に則り、平成27年度の目標値（建設廃棄物：再資源化率95% 等）を達成するよう可能な限り建設副産物の発生の抑制及び再利用化に努め、環境への負荷を低減します。</li> <li>●掘削工事に伴い発生する建設発生土は、埋戻土として敷地内での使用に努めます。</li> <li>●場外へ搬出する建設発生土は、可能な限り建設発生土再利用施設等へ搬出し、建設発生土の有効利用に努めます。受入先が定める受入基準に適合しない建設発生土については、法令に基づき、適正に処理・処分します。</li> <li>●建設工事に伴い発生する廃棄物（コンクリート塊、金属くず等）については、分別・収集し、可能な限り再利用されるよう努めます。</li> <li>●その他、コンクリート塊等については、発生量の抑制に努めるとともに、分別・収集を徹底し、可能な限り再利用されるよう努めます。</li> <li>●再利用できないものについては、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処理・処分します。</li> </ul> |
| 工<br>事<br>の<br>完<br>了<br>後 | <p><b>〔施設の稼働〕</b><br/>                     焼却残灰（焼却灰・飛灰）については、全量エコセメント原料化し、焼却鉄についても、全て資源化を行う。また、汚泥については、ごみピットに投入し、焼却処理を行います。これにより、最終処分量をゼロとします。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物の焼却によって発生した焼却灰・飛灰については、原則として全量をエコセメント原料化します。</li> <li>●回収した焼却鉄については、全て資源化を行います。</li> <li>●排水処理に伴い発生した汚泥については、ごみピットに投入し、焼却処理を行います。 等</li> </ul>   |

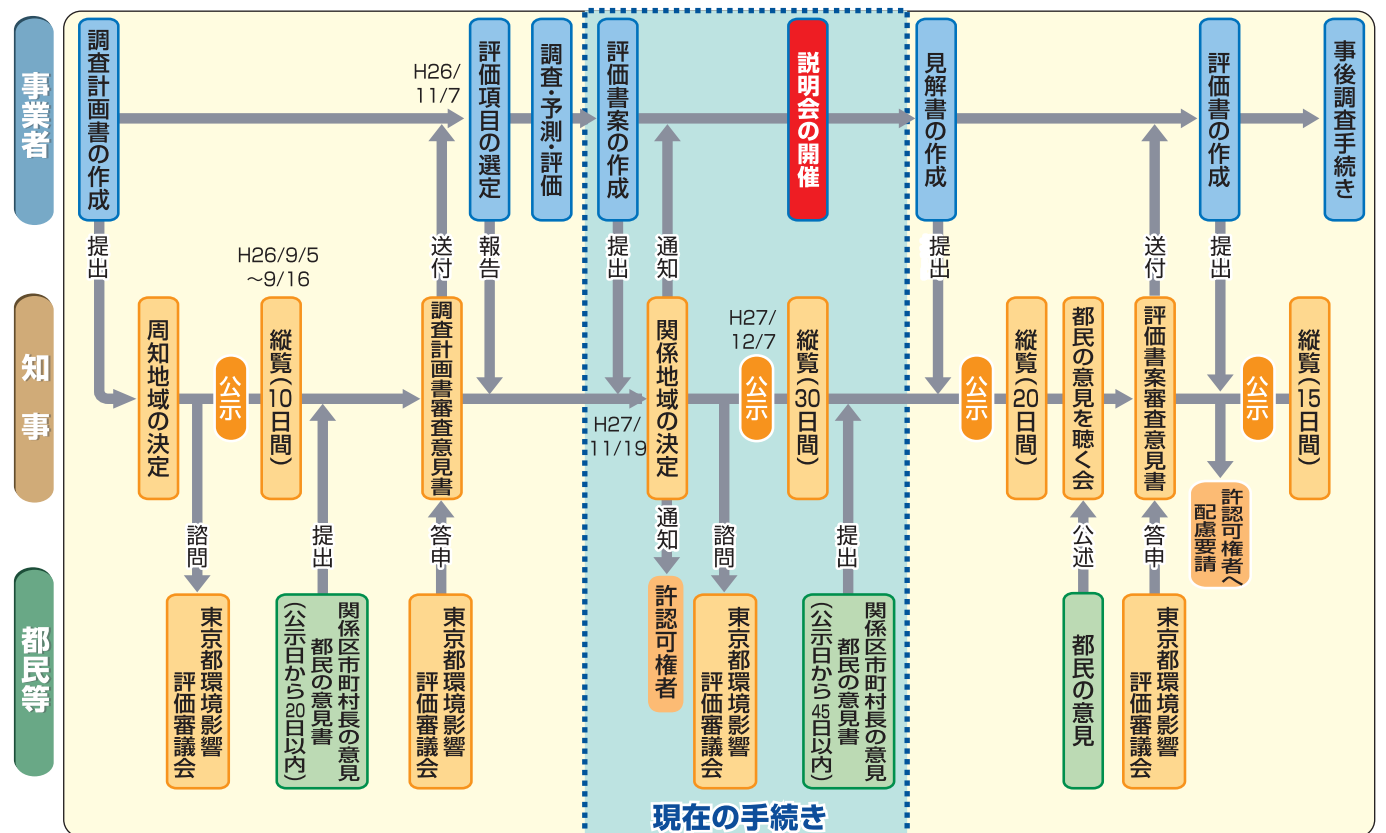
| 廃棄物等の種類 |              | 排出量                    |
|---------|--------------|------------------------|
| 工事中     | 建設廃棄物        | 約2,900 t               |
|         | 建設発生土        | 約17,690 m <sup>3</sup> |
|         | 建設汚泥         | 約8,200 m <sup>3</sup>  |
| 施設稼働時   | 焼却残灰（焼却灰・飛灰） | 約5,890 t               |
|         | 汚泥           | 約50 t                  |
|         | 焼却鉄※         | 約510 t                 |

※焼却鉄は焼却灰中より回収し、再資源化します。

温室効果ガス

|         | 環境に及ぼす影響の程度  | 環境保全のための措置  |
|---------|--|---|
| 工事後の完了後 | <p><b>〔施設の使用〕</b></p> <p>本施設では、電気、灯油の使用及びごみの焼却によって、約59,000t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測されますが、発電によって約16,000t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約44,000t-CO<sub>2</sub>/年と予測されます。</p> <p>本施設では、環境保全のための措置に示すとおり、エネルギーの有効利用として、発電を実施し、施設の稼働に必要な電力の供給、余剰分の売電を行い電気事業者からの電力供給を削減します。また、井水の活用による水道水の使用量の削減、太陽光発電パネルの発電による必要電力の一部への充当により、温室効果ガスを積極的に削減していきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ焼却によって発生する廃熱を利用して、発電を実施し、施設の稼働に必要な電力を供給します。</li> <li>●また、余剰分は電気事業者へ売電することで、電気事業者からの電力供給を削減します。</li> <li>●冷暖房設備等については、インバータ化を図り、電力の使用量の削減に努めます。</li> <li>●井水の活用によって、水道水の使用量を削減し、温室効果ガスの発生抑制に努めます。</li> <li>●太陽光発電パネルを工場棟屋上等に設置して発電を行い、本施設の必要電力の一部に充当します。等</li> </ul> |

環境影響評価の手続きの流れ



# 意見書の提出について

## 意見書の提出先

東京都 環境局 総務部 環境政策課  
〒163-8001 東京都 新宿区 西新宿 2-8-1 第二本庁舎8階

## 意見書の提出方法

持参または郵送

## 意見書の提出期限

平成28年1月20日(水)まで(郵送の場合、当日消印有効)

## 意見書の記載事項

1. 氏名及び住所
2. 対象事業の名称
3. 環境の保全の見地からの意見

### 環境影響評価書案の縦覧・閲覧場所

- 縦覧期間 平成27年12月7日(月)～平成28年1月12日(火)  
(土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)
- 縦覧場所
  - ・日野市 環境共生部 環境保全課(日野市神明一丁目12番1号)
  - ・国立市 生活環境部 環境政策課(国立市富士見台二丁目47番1号)
  - ・府中市 生活環境部 環境政策課(府中市寿町1丁目5番地)
  - ・多摩市 環境部 環境政策課(多摩市関戸6丁目12番1号)
  - ・東京都 環境局 総務部 環境政策課(都庁第二本庁舎8階)
  - ・東京都 多摩環境事務所 管理課(東京都立川合同庁舎3階)
- その他 閲覧が可能な場所

|      |  |
|------|--|
| 日野市  | 中央図書館、日野図書館、平山図書館、多摩平図書館、百草図書館、高幡図書館、市政図書室、浅川清流環境組合                          |
| 府中市  | 市役所3階市政情報公開室、西府文化センター、四谷文化センター   |
| 国立市  | くにたち南市民プラザ窓口   |
| 多摩市  | 多摩センター駅出張所、関戸公民館、永山公民館、多摩市立図書館、東寺方図書館、豊ヶ丘図書館、関戸図書館、聖ヶ丘図書館、永山図書館、唐木田図書館、行政資料室 |
| 国分寺市 | 環境部 環境計画課(国分寺市 清掃センター内管理棟1階)   |
| 小金井市 | 環境部 ごみ対策課(小金井市役所 第2庁舎4階)   |

お問い合わせ先

浅川清流環境組合 事業課

東京都日野市石田一丁目210番地の2 TEL: 042-589-0555